

鳥取市補助金カルテ

NO.	174	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市観光大学事業補助金				
概要	鳥取市観光大学運営委員会が実施する「鳥取市観光大学」の事業費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	参加人数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費		
歳出事業名	観光ボランティア活性化事業費						
R8予算	617千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	鳥取市観光大学事業補助金 対象経費 1,081千円(事業費) - 464千円(補助金以外の収入)				R7 (見込)	1	617
					R6	1	617
					R5	1	617
					R4	1	617
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市観光大学運営委員会
交付要件	鳥取市観光大学運営委員会が実施する「鳥取市観光大学」を対象事業とする
対象経費	鳥取市観光大学の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 独自財源を持たない団体の事業支援のため。
公益性	-
公平性	4-1 例年同規模の事業内容で開催するため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	175	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金				
概要	白兔周辺地域魅力創造会議が行う観光客受入環境の整備やイベント開催、情報発信等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R7	終期	R9年度末で効果検証		
効果目標	道の駅神話の里白うさぎへの来訪者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	「恋人の聖地／白兔海岸」推進事業費				
R8予算	3,150千円				
R8予算 積算根拠	・スタンプラリー 1,500千円 ・誘客イベント（白兔まつり・かわらけ投げ） 498千円 ・環境整備 1,137千円 ・消耗品費・手数料等 15千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	1	3,150		
	R6	1	3,144		
	R5	1	4,427		
	R4	0	0		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	白兔周辺地域魅力創造会議
交付要件	白兔周辺地域魅力創造会議が行う白兔周辺地域における観光客の受入環境充実や、誘客イベントの開催、情報発信その他の魅力創造につながる事業を対象とする
対象経費	委託料、備品購入費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費、謝金、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 補助対象者である白兔周辺地域魅力創造会議は独自財源を持たないため。
公益性	-
公平性	4-2 実行委員会形式での事業であり、設立時に市が事務局を持つことが協議により決定。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	176	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	吉岡温泉活性化事業補助金				
概要	吉岡温泉町または吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者が行う吉岡温泉の活性化に資する事業を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H15	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	観光客数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	吉岡温泉活性化事業費					
R8予算	1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	吉岡温泉活性化支援事業 2件×1,000千円×1/2			R7 (見込)	2	1,000
				R6	2	1,000
				R5	4	905
				R4	3	922
補助率・補助額		2分の1		上限額	500千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者
交付要件	吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者が行う吉岡温泉の活性化に資する事業を対象とする
対象経費	補助対象事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	177	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	観光振興を目的とする団体の健全な事業運営と発展				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名		観光協会等補助金				
R 8 予算	25, 000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・ 人件費：39, 863千円 ・ 事業費、施設管理費、広告宣伝費：9, 137千円 ・ 事務費：1, 000千円			R 7 (見込)	1	50, 000
				R 6	1	44, 268
				R 5	1	44, 268
				R 4	1	44, 268
補助率・補助額		(人件費・事業費等) 10/10、(事務費) 1/3			上限額	50, 000千円
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の運営経費及び事業費を対象とする
対象経費	人件費、事業費、施設管理費、広告宣伝費、事務費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	添付資料（収支決算書・事業報告書）及び協会事務所での書類確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	22.1%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	×
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-1 運営補助金が入金されるまでの運転資金並びに公益事業への再投資資金など使途を確認している 2-4 公益事業を主とした団体のため収益性が低く人件費を補助対象としないと安定的な運営が損なわれるため 2-5 公益事業の推進や受託を業務の主とする団体であり収益性が低いため。
公益性	-
公平性	4-1 団体運営費に係る自主財源比率を高めるため補助金額に上限を定め固定化してきた経過があるが、人件費を含む物価上昇分などを含めた補助金額の見直しを令和8年度中に行う予定としている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	178	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金				
概要	鳥取しゃんしゃん祭振興会の運営費及び「鳥取しゃんしゃん祭」の開催費等を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	観客数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	しゃんしゃん祭振興会補助金					
R 8 予算	39,516千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	対象経費 44,218千円（事業費）－4,702千円（補助金以外の収入等）			R 7 (見込)	1	36,454
				R 6	1	42,171
				R 5	1	26,163
				R 4	1	16,199
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取しゃんしゃん祭振興会
交付要件	鳥取しゃんしゃん祭を実施する鳥取しゃんしゃん祭振興会の運営に要する経費を対象とする
対象経費	委託料、備品購入費、印刷製本費、広告費、工事請負費、報償費、人件費、借上料、消耗品費、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	事業報告書、出納簿等の提出並びに実地検査で領収書等証憑を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 本市を代表する行事の開催に係る支援であり、鳥取しゃんしゃん祭振興会は独自の財源を持たないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	179	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	コンベンション開催助成事業補助金(公益財団法人とっとりコンベンションビューロー)				
概要	県外の参加者が参集する大会・集会等の開催に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	コンベンション誘致件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	コンベンション誘致支援事業費					
R8予算	11,000千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	コンベンション開催助成事業補助金 11,000千円(見込28件分) ※対象事業の宿泊者数により交付基準額を設定(100千円～4,000千円)			R7(見込)	19	5,475
				R6	15	2,569
				R5	16	3,120
				R4	9	1,250
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(公財)とっとりコンベンションビューロー
交付要件	公益財団法人とっとりコンベンションビューローが行う本市を開催地とする大会・集会等の開催支援に要する経費を対象とする。
対象経費	会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料(対象コンベンション一覧)等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	180	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	市民納涼花火大会事業補助金				
概要	鳥取しゃんしゃん祭振興会及び株式会社新日本海新聞社が実施する市民納涼花火大会の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	観光イベント開催補助金					
R8予算	6,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	補助対象経費（会場設営費・大会運営費・安全管理費）－収入（協賛金ほか） ＝市民納涼花火大会事業補助金 6,000千円（予算上限額）			R7 (見込)	1	6,000
				R6	1	5,000
				R5	1	2,019
				R4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市民納涼花火大会事業を実施する団体
交付要件	市民納涼花火大会の運営に要する経費を対象とする
対象経費	会場設営費及び大会運営費並びに安全管理費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取しゃんしゃん祭と連携した地域活性化を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	181	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金				
概要	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会が実施する「鳥取砂丘イリュージョン」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	入込客数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金					
R8予算	7,500千円					
R8予算 積算根拠	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金 対象経費 15,000千円(事業費) - 7,500千円(県補助金※県市で各同額補助)					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	7,500
				R6	1	7,500
				R5	1	7,500
				R4	1	7,500
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会
交付要件	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会が行う「鳥取砂丘イリュージョン」の開催に要する事業を対象とする
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取砂丘イリュージョンは冬の鳥取砂丘への誘客を促進する事業であるが、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。
公益性	-
公平性	4-1 鳥取砂丘イリュージョンは冬の鳥取砂丘への誘客を促進する事業であるが、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	182	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	多鯨ヶ池周辺整備補助金				
概要	浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会が行う多鯨ヶ池周辺整備に要する事業費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	多鯨ヶ池周辺整備基本構想				
創設年度	H29	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	多鯨ヶ池周辺環境の整備及び上質化 県補助金と合わせて終期を検討				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費		
歳出事業名	山陰海岸ジオパーク事業費						
R 8 予算	18,436千円						
R 8 予算 積算根拠	1件 18,436千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R 7 (見込)	1	11,554
					R 6	1	6,377
					R 5	1	16,920
					R 4	1	9,900
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会
交付要件	浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会が行う多鯨ヶ池を含む鳥取砂丘周辺の魅力向上につながる事業。
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取砂丘未来会議で策定した「多鯨ヶ池周辺整備基本構想」の内容に沿った整備事業であり、交付先団体は自己資金や収益事業が無いため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助内容の妥当性（補助率10/10）を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	令和8年度末までの補助事業。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	183	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金				
概要	鳥取砂のルネッサンス実行委員会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	「砂像のまち鳥取」推進事業費				
R8予算	7,000千円				
R8予算 積算根拠	鳥取砂のルネッサンス運営支援補助金 対象経費 7,100千円－100千円(補助金以外の収入等)				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	9,000		
	R6	1	9,968		
	R5	1	10,000		
	R4	1	11,876		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	7,000千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取砂のルネッサンス実行委員会
交付要件	鳥取砂のルネッサンス実行委員会が行う、本市の砂像文化醸成を図るための事業。
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 砂像文化の造成を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	184	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金				
概要	タクシー事業者に対し、観光客を乗せて観光地等を周遊するタクシー運行等の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名		周遊観光促進事業費（重点支援地方交付金）			
R 8 予算	43, 340千円				
R 8 予算 積算根拠	・ タクシー運行事業 6, 051台×7, 100円(上限13, 100円－運賃収入6, 000円) ・ 広報に必要な事業 377, 300円				
補助率・補助額		10分の10			
特定財源		, 県費			

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 (見込)	1	49, 182
R 6	1	28, 402
R 5	1	24, 813
R 4	1	11, 307
上限額	43, 340千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取ハイヤー共同組合
交付要件	鳥取ハイヤー共同組合が行う観光周遊タクシーの運行等に要する経費を対象とする
対象経費	タクシー運行に要した経費、チラシの作成、看板の作成、ホームページの作成、旅行会社等への広報、チケットの作成等の実施に必要な経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 インバウンド誘客の施策推進のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	185	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金（まちなか観光推進事業）				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う鳥取城跡周辺のにぎわいづくり事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R9年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	まちなか観光推進事業費				
R8予算	2,950千円				
R8予算 積算根拠	城跡マルシェ開催委託1,650千円、城跡ガイドツアー実施委託200千円、スタンプラリー委託500千円、来場者アンケート調査委託200千円、広報費390千円、諸経費10千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	1	2,913		
	R6	1	2,913		
	R5	1	3,000		
	R4	1	3,279		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の行う事業費（まちなか観光推進事業）を対象とする
対象経費	鳥取城跡周辺のにぎわいづくり事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取市の観光振興に係る事業運営等を請け負っており、活動の大半を鳥取市の補助金で賄っているため。
公益性	-
公平性	4-1 R6、R7年度は城跡でのイベントの定着を目指し同様の事業内容としていたことから、R7事業計画を策定する際にR6決算額を基本とした予算計画を立てたことにより、結果として同額交付が発生したものの。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	186	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金				
概要	山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う民間団体等に対し、活動にかかる費用の一部を補助するもの。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	山陰海岸ジオパークを活用した取組数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	山陰海岸ジオパーク事業費					
R8予算	2,800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・6件×200千円(上限額) ・4件×400千円(上限額)			R7 (見込)	10	2,122
				R6	9	2,367
				R5	6	1,487
				R4	6	1,123
補助率・補助額	5分の4			上限額	400千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人等
交付要件	山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う者
対象経費	販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品の開発及びその商品のPRに要する経費、その他、産業振興につながる事業に要する経費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自治会やガイド団体など小規模で自己資金の無い団体が活用しやすいよう補助率等を定めているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	187	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金				
概要	保育園、幼稚園、小学校、中学校、青少年の健全育成に資する社会教育団体が鳥取砂丘で行う宿泊学習等の減免額を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	ヤマタ鳥取砂丘ステーションで宿泊学習等を行った利用者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	砂丘管理事業費					
R8予算	5,000千円					
R8予算 積算根拠	(一般料金－割引後料金) × 年間利用見込人数					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	2956	3,114		
		R6	2827	1,975		
		R5	0	0		
		R4	0	0		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション
交付要件	株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーションが、宿泊学習等の推進の為に実施する市内等の幼稚園・保育園、小学校、中学校、社会教育関係団体等へのゲストハウス、フリーサイトキャンプ利用料の減免に対し一般料金との差額を補助。
対象経費	市内小学校や社会教育関係団体の宿泊料金等を割引した差額を対象とする。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-7 市内小中学生、社会教育関係団体の社会教育の場としての活用を継続させるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	188	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金				
概要	ONSENガストロノミーウォーキング鳥取市開催実行委員会が実施するONSENガストロノミーウォーキングイベントの開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R5	終期	R9年度末で効果検証		
効果目標	参加人数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名		文化芸術観光創造事業費			
R 8 予算	2,313千円				
R 8 予算 積算根拠	対象経費 2,313千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 7 (見込)	1	2,313		
	R 6	1	2,313		
	R 5	1	2,313		
	R 4	0	0		
補助率・補助額		10分の10			
上限額		2,313千円			
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	ONSENガストロノミーウォーキング鳥取市開催実行委員会
交付要件	ONSENガストロノミーツーリズム機構が推進するウォーキングイベントを本市で開催する際の地元実行組織であること。
対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、その他補助事業の実施に市長が必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 認知度向上及び地域活性化事業で収益性が低い事業のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	189	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857 - 30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金				
概要	一般社団法人鳥取市教育福祉振興会が実施する「麒麟のまち和太鼓の祭典」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名		観光イベント開催補助金			
R 8 予算		400千円			
R 8 予算 積算根拠		(補助対象経費（出演者謝礼ほか）－収入（入場料他））× 4 / 5 ＝麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金 400千円（予算上限額）			
補助率・補助額		5分の4			
特定財源		なし（一般財源のみ）			

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 (見込)	1	400
R 6	1	400
R 5	1	400
R 4	1	292
上限額	400千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市教育福祉振興会
交付要件	鳥取しゃんしゃん祭と連携して開催される「麒麟のまち和太鼓の祭典」の事業経費を対象とする
対象経費	通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、保険料、謝金、手数料、食糧費、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取しゃんしゃん祭と連携した地域活性化を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	190	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857 - 30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金				
概要	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会が実施する「鳥取三十二万石お城まつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	観光イベント開催補助金					
R8予算	3,200千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金 対象経費 4,840千円 (事業費) - 1,640千円(補助金以外の収入等)			R7 (見込)	1	3,200
				R6	1	3,200
				R5	1	3,200
				R4	1	3,200
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会
交付要件	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会が行う「鳥取三十二万石お城まつり」開催経費を対象とする
対象経費	補助対象事業に要する会場設営費、広報部会費、イベント部会費、出店部会費及び本部費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取城跡を中心としたまちなか滞在観光の施策推進のため。
公益性	-
公平性	4-1 独自財源を持たないため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	191	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	コンベンション開催支援事業補助金(一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会)				
概要	県外の参加者が参集する大会・集会等の開催に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画(施策3202) 滞在型観光の推進				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	コンベンション誘致件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	コンベンション誘致支援事業費					
R8予算	2,000千円					
R8予算 積算根拠	コンベンション開催支援事業補助金 2,000千円(年間24件見込) ※対象事業ごとの宿泊者数により、1件あたりの補助上限額を設定(25千円~100千円)					
		過去実績	件数	決算額(千円)		
		R7(見込)	29	2,200		
		R6	26	1,711		
		R5	26	1,926		
		R4	12	826		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし(一般財源のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(一社)鳥取市観光コンベンション協会
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う本市を開催地とする大会・集会等の開催支援に要する経費を対象とする
対象経費	会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料(対象コンベンション一覧)等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 対象事業ごとの宿泊者数により、1件あたりの補助上限を額を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	192	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	吉岡温泉ホテルまつり事業補助金				
概要	吉岡温泉ホテルまつり実行委員会が実施する「吉岡温泉ホテルまつり」の開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	観客数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	吉岡温泉活性化事業費				
R8予算	350千円				
R8予算 積算根拠	吉岡温泉ホテルまつり 350千円				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	350	
		R6	1	281	
		R5	1	130	
		R4	1	83	
補助率・補助額	2分の1				
上限額	350千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	吉岡温泉ホテルまつり実行委員会
交付要件	吉岡温泉ホテルまつり実行委員会が行う「吉岡温泉ホテルまつり」の開催経費を対象とする
対象経費	イベント運営に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	193	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	雨滝公衆トイレ及び周辺環境整備事業補助金				
概要	雨滝公衆トイレ及び周辺環境の上質化を図り、観光地の魅力発信及び誘客促進につながる事業に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	R7	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	観光地施設及び周辺環境の上質化を図り、観光地としての魅力発信・観光客の誘客促進を図る				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光地施設整備事業費				
R8予算	25,300千円				
R8予算 積算根拠	雨滝公衆トイレ建築工事費 25,300千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	1	0		
	R6	0	0		
	R5	0	0		
	R4	0	0		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	その他（地方債）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	各自治会及び関係団体
交付要件	観光地施設及び周辺環境を維持管理する自治会及び団体
対象経費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-7 自主財源を持たない事業者の支援のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	194	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	浜村温泉配湯活性化事業補助金				
概要	浜村温泉の新規配湯希望者に対する給湯管引込工事費に対する支援				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	温泉受給者の増加				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	温泉事業費	項	温泉事業費	目	温泉管理費
歳出事業名	維持管理費				
R8予算	500千円				
R8予算 積算根拠	補助金交付要綱第6条に基づく一般家庭1件分 ・補助対象工事経費100万円×1/2=50万円				
			過去実績	件数	決算額 (千円)
			R7 (見込)	0	0
			R6	0	0
			R5	0	0
			R4	1	250
補助率・補助額	1/2、一般住宅（50万円）・営業施設（100万円）				上限額 500千円
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市温泉配湯事業の配当区域のうち、浜村温泉の配湯希望者				
交付要件	浜村温泉の配湯希望者が配湯管から計量器までの給湯管を引き込む工事費で、一般住宅は20万円以上、営業施設は40万円以上のものを対象とする				
対象経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）以内で算定し、予算の範囲名で交付する。ただし、一般住宅は50万円、営業施設は100万円を限度とする。				
精算方法	同一年度内に実績報告、額確定、精算、返還まで行っている				
実績確認	実績報告の際に、相手方に収支報告、領収書等の添付を行わせ確認				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	市町村合併により鹿野・浜村の旧2町の温泉事業が統合されたことに伴い、補助制度の不均衡が生じていることから温泉事業の各種事業見直しと併せて整理を行っていく
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-